

豊田市PTA連絡協議会会則

(名称および事務局)

第1条 本会は、豊田市PTA連絡協議会と称し、事務局を豊田市こども・若者部こども・若者政策課内に置く。

(目的)

第2条 本会は、児童の権利に関する条約及び豊田市子ども条例の理念に則り、小・中・特別支援学校の各PTAの連携とPTA活動の推進を図り、児童と生徒の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各単位PTAの相互連絡を密にし、家庭・学校および社会における児童・生徒の福祉を増進する事業。
- (2) 児童・生徒の校外における安全と健康の増進ならびに教育環境の整備のための事業。
- (3) PTA活動の振興を図るための研究および研修事業。
- (4) 児童・生徒を取りまく社会問題について研究協議する事業。
- (5) その他目的達成に必要な事業。

(構成)

第4条 本会は、目的に賛同する市内の小・中・特別支援学校の単位PTA及びPTAに準ずる組織（以下「単位PTA」という）によって構成し、各中学校区をもって1ブロックとする。

(理事)

第5条 本会は、各ブロック役員代表者1名、小・中・特別支援学校長代表者によって理事会を構成し、会の運営にあたる。

- 2 理事会は、必要に応じて、会長が招集する。
- 3 前項の決議は、出席者の過半数の賛成を得ること。

(役員)

第6条 本会に次の役員および会計監査を置く。

役員は、会長1名、副会長を若干名とし、会計監査を1名とする。

また、副会長より書記、会計、広報担当長を選任する。

- 2 本会の役員は、新理事の中から総会の承認を得て決定する。
- 3 本会の会計監査は、会員の中から総会の承認を得て決定する。
- 4 役員会は、本会の執行機関とし、会長が招集する。

(役員および会計監査の任務)

第7条 役員および会計監査の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
- (3) 書記担当副会長は、会議、その他の重要事項を記録保管し、行事等の通報をする。
- (4) 会計担当副会長は、会計事務を処理する。
- (5) 広報担当副会長は、広報に関する事業を計画・立案し、運営する。
- (6) 会計監査は、本会の会計経理を明確に監査する。

(役員の任期)

第8条 役員および会計監査の任期は1年とし、再選を妨げない。

(総会)

第9条 総会は、年1回とし、構成員は単位PTA会員代表とする。

- 2 総会の定足数は過半数とする。
- 3 前項の決議は、出席者の過半数の賛成を得ること。
- 4 前項の決議は、次のいずれかの方法に基づく（効力は、どちらも同じ）。
 - ① 招集による決議
 - ② 書面（電磁的記録を含む）による決議
- 5 会長は、役員会の同意を得て、臨時に総会を開くことができる。臨時の総会の構成員、定足数等については、第1項から前項までの規定を適用する。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

(会計)

第11条 本会の経費は、単位PTAの会費、補助金およびその他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(個人情報の取扱い)

第13条 本会の事業において必要とされる個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用する。

(会則の改正)

第14条 本会の会則の改正は、総会で出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

附 則

- 1 本会の会則は、昭和26年4月1日から施行する。
- 1 本会の会則は、昭和45年6月1日から施行する。
- 1 本会の会則は、昭和49年6月1日から施行する。
- 1 本会の会則は、昭和51年6月1日から施行する。
- 1 本会の会則は、昭和53年6月1日から施行する。
- 1 本会の会則は、昭和56年5月19日から施行する。
- 1 本会の会則は、昭和57年5月19日から施行する。
- 1 本会の会則は、平成9年5月28日から施行する。
- 1 本会の会則は、平成15年5月17日から施行する。
- 1 本会の会則は、平成16年5月22日から施行する。
- 1 本会の会則は、平成18年5月27日から施行する。
- 1 本会の会則は、令和元年5月11日から施行する。
- 1 本会の会則は、令和2年5月9日から施行する。
- 1 本会の会則は、令和3年5月10日から施行する。
- 1 本会の会則は、令和3年10月1日から施行する。
- 1 本会の会則は、令和5年5月15日から施行する。